

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

1. 事業の目的と編成の趣旨

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の下、被用者保険の適用者以外の者を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡等に対して必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としている。

これまでは、住民に身近な行政主体である市町村により運営されていたが、低所得者や高齢者などを多く抱えているという構造上の問題から、保険税の負担能力が低い一方で医療費が高い傾向にあり、財政運営が大変厳しい状況にある小規模保険者が多数存在している現状において、平成30年度からは、新たに都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村国民健康保険財政の安定が図られた。

この制度改正により、市町村国民健康保険特別会計の主な歳入歳出項目に係る見込額については、都道府県が推計することとなったため、その通知額に基づき本町の国民健康保険特別会計予算を編成する。

（予算編成の基本部分）

兵庫県が県全体の保険給付費を推計し、県特別会計において公費や拠出金等の歳入歳出計算を行った上で、不足する額を国民健康保険事業費納付金として各市町に対して納付を求める。各市町においては、示された納付金額に基づき、保健事業費などの市町の裁量により計上可能な歳出や、市町特別会計で収入する交付金等を加減算した上で、納付金の納付に必要な額を国保税として賦課徴収する。

また、各市町の保険給付費の財源は、財政の責任主体である県が確保するため、市町特別会計においては、歳出の保険給付費のうち任意給付に係るものを除き、全て県から交付される。

被保険者数は、令和4年度の当初予算では一般被保険者を3,940人（令和3年度当初4,050人）と見込んでいる。

2. 予算総額 20億3,300万円（対前年 △4,600万円減、△2.2%減）

3. 制度改正に関すること

令和4年度税制改正において、国保税の基礎賦課額に係る賦課限度額については、現行の63万円から65万円に2万円引き上げ、後期高齢者支援金等賦課額分については、現行の19万円から20万円に1万円引き上げ、介護納付金賦課額分は現行の17万円に据置かれ、合計限度額は102万円となる改正が予定されている。

また、子育て世帯への経済的負担軽減のため、令和4年4月1日から所得制限等を設けずに国保世帯に属する未就学児の均等割保険税の軽減措置が講じら

れ、減額割合は5割、軽減額は公費（国1/2、県1/4、市町村1/4）で支援される。

4. 歳入に関すること

(1) 基金繰入金

基金繰入金については、将来的な国保財政の運営を見据え、基金保有額(残高)等を勘案しつつ342万2千円(予備費分等)を計上する。この結果、令和4年度末の基金残高見込額は7,222万3千円となる。

(2) 国保税

財政運営の責任主体は兵庫県となったが、国保税の賦課徴収については従来どおり町が行う。

県が示す国民健康保険事業費納付金の額に基づき算出し、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分をそれぞれ計上する。

令和4年度においては、対前年△2,115万3千円減の3億3,090万9千円を計上し、一般被保険者1人当たり国保税は、10万8,868円(前年度当初10万9,510円)で対前年度比△0.6%減を見込んでいる。

(3) 県支出金(保険給付費等交付金 普通交付金、特別交付金)

普通交付金については、県が示す額に基づき、歳出の保険給付費のうち任意給付等に係るもの(交付金対象外分)を除いた額を計上する。

特別交付金については、予防・健康づくりや医療費適正化等の努力を行う保険者に対し交付される保険者努力支援分のほか、特別調整交付金分、県繰入金分、特定健康診査等負担金分があり、それぞれ県が示す額を計上するとともに、特定健康診査等負担金分については対象事業費見込額より算出した額を計上する。

(4) 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、対前年195万3千円増(1.4%増)の1億4,565万2千円を計上する。このうち、令和4年度からスタートする未就学児均等割軽減措置制度に係る繰入金分として76万5千円を見込んでいる。

5. 歳出に関すること

(1) 保険給付費

保険給付費は、任意給付である結核医療付加金等を除き、県が示す額を計上する。

令和4年度保険給付費については、県全体での令和3年推計値に、平成29年～令和元年の2か年平均伸び率を乗じた額で推計され、新型コロナウイルス感染症による受診控え等の影響が生じないものと想定し、従来並みの保険給付費

が見込まれている。

(2) 国民健康保険事業費納付金

県が算定し示す額に基づき、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分にそれぞれ区分し計上する。

なお、納付金算定において、令和3年度より各市町の医療費水準を反映させない算定方式の統一化が図られたが、令和4年度においてはさらに、医療費・所得・収納率に関する個別公費等（財政安定化支援事業、出産育児一時金繰入金、保険者支援制度、過年度収入）を県全体で相互扶助する方式が導入された。

また、前年度に引き続き、市町の医療費適正化及び収納率向上を促進することを目的として県2号繰入金によるインセンティブ制度が講じられている。

(3) 保健事業費

保健事業については「香美町国民健康保険特定健康診査等実施計画」及び「データヘルス計画」を策定し、これに基づき実施している。

特定健康診査受診率及び特定保健指導率の向上を目指し、保健事業を推進するための費用を計上する。

なお、保健事業の取組や成果により、特別交付金（保険者努力支援分、特定健康診査等負担金）が県から交付される。

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

1. 佐津診療施設勘定

(1) 事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、佐津診療所の運営に係る経費を計上する。

令和4年度は前年度と同様に週3日（月・火・水（午前））の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上しているが、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は一般会計からの繰入金を計上した予算編成としている。

(2) 予算総額 3,970万円（対前年 △170万円減、△4.1%減）

(3) 歳入に関すること

- ・診療収入は、前年度の実績見込を基に積算し、対前年△116万8千円減の1,998万1千円を計上する。
- ・事業勘定繰入金は、へき地診療所運営費補助について前年度と同額の441万4千円を計上する。
- ・一般会計からの繰り入れにより交付税分700万円、単年度の赤字解消分694万7千円、公債費（過疎債）分1千円を計上する。

(4) 歳出に関すること

- ・前年度と同様に週3日（月・火・水（午前））の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成とする。
- ・医療スタッフは、医師1、看護師2、事務員2としている。
- ・オンライン資格確認の導入に係る委託料及び保守料を計上する。

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

2. 兎塚・川会診療施設勘定

(1) 事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、兎塚診療所及び川会診療所の運営に係る経費を計上する。

令和4年度は、前年度と同様に週4日（兎塚2日、川会2日）の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上しているが、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は一般会計からの繰入金を計上した予算編成としている。

(2) 予算総額 3,550万円（対前年 140万円増、4.1%増）

(3) 歳入に関すること

- ・診療収入は、前年度の実績見込を基に積算し、対前年△64万1千円減の1,210万2千円を計上する。
- ・事業勘定繰入金は、へき地診療所運営費について、対前年と同額の305万6千円を計上する。
- ・一般会計からの繰り入れにより交付税分1,400万円、単年度の赤字解消分497万2千円、公債費（過疎債）分28万円を計上する。

(4) 歳出に関すること

- ・前年度と同様に週4日（兎塚2日、川会2日）の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成としている。
- ・医療スタッフは、医師1、看護師2、事務員1としている。
- ・オンライン資格確認の導入に係る委託料及び保守料を計上する。

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

3. 小代診療施設勘定

(1) 事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、小代診療所の運営に係る経費を計上する。

令和4年度は、前年度と同様に週5日の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上しているが、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は一般会計からの繰入金を計上した予算編成としている。

(2) 予算総額 1億6,900万円（対前年 1,213万円増、7.7%増）

(3) 歳入に関すること

- ・診療収入は、被保険者の減少による報酬の減収を見込み、対前年△218万1千円減の1億1,419万2千円を計上する。
- ・事業勘定繰入金は、へき地診療所運営費について、前年と同額の1,448万9千円を計上する。
- ・一般会計からの繰り入れについて、交付税分700万円、単年度の赤字解消分2,139万1千円、公債費分122万7千円を計上する。
- ・歯科診療用チェアの購入に係る県補助金394万9千円、過疎対策事業債390万円を計上する。

(4) 歳出に関すること

- ・前年度と同様に週5日の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成としている。
- ・医療スタッフは、医師1、看護師2、事務員2としている。
- ・オンライン資格確認の導入に係る委託料及び保守料を計上する。
- ・歯科診療用チェア（2台）が老朽化しているため更新を行う。

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

4. 兎塚・川会歯科診療施設勘定

(1) 事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、兎塚歯科診療所及び川会歯科診療所の運営に係る経費を計上する。

令和4年度は、前年度と同様に兎塚歯科が週3日、川会歯科が週2日の計週5日の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上しているが、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は財政調整基金からの繰入金を計上した予算編成としている。

(2) 予算総額 7,990万円（対前年 △69万7千円減、△0.9%減）

(3) 歳入に関すること

- ・診療収入は、前年度の実績見込を基に積算し、対前年△45万4千円減の7,282万2千円を計上する。
- ・財政調整基金繰入金は、歳入不足分として316万6千円を計上する。

(4) 歳出に関すること

- ・前年度と同様に週5日（兎塚3日、川会2日）の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成としている。
- ・医療スタッフは、歯科医師1、事務員1、歯科衛生士4、歯科技工士1、歯科助手2としている。
- ・川会歯科診療所のエアコンが老朽化しているため取替を実施する。
- ・オンライン資格確認の導入に係る委託料及び保守料を計上する。

後期高齢者医療保険事業特別会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

若い世代が高齢者を支え、高齢者も保険料と医療費の一部を負担することで、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図る。

2年ごとの保険料率の改定に伴い、保険料は減額となっており、保険料負担金、保険基盤安定負担金を後期高齢者医療広域連合に納付する予算編成としている。

2. 予算総額 3億4,467万2千円（対前年 888万円増、2.6%増）

3. 制度改正に関すること

(1) 保険料率は、2年ごとに改定されることとなっており、令和4・5年度は、所得割率10.28%（△0.21ポイント減）、均等割額5万147円（△1,224円減）、賦課限度額66万円（2万円増）となっている。

※（ ）内は、令和2年度・令和3年度との比較

(2) 医療費の一部負担割合については、現在の1割と3割に加え、令和4年10月から新たに2割負担が施行される。

4. 歳入に関すること

(1) 後期高齢者医療保険料は、保険料負担金と同額の2億4,527万6千円を計上しており、対前年△390万4千円の減（△1.6%減）となっている。

(2) 一般会計繰入金は、対前年1,278万4千円増の9,827万1千円（事務費繰入金2,172万3千円、保険基盤安定繰入金7,654万8千円）を計上している。なお、保険基盤安定繰入分の3/4は県負担金の交付を受ける。

5. 歳出に関すること

(1) 広域連合納付金は、広域連合から示された計算式に基づき、令和4年度県下保険料見込額及び保険基盤安定負担金見込額に香美町占有率等（保険料負担金は令和2年度実績、保険基盤安定負担金は令和3年度実績）を乗じて算定し、保険料負担金2億4,527万6千円、保険基盤安定負担金7,654万8千円で、対前年△345万2千円減の3億2,182万6千円（延滞金1千円、繰越金負担金1千円含む）を計上する。

(2) 医療費2割負担の施行により被保険者証を2回送付する必要があるため、送付に係る郵便料を計上する。

(3) 令和4年度に後期高齢者医療システムの更新が必要となることから、システム改修費などを計上する。

介護保険事業特別会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

介護保険事業を社会全体で支え合うことで、介護が必要な人やその家族の意向に沿った介護サービスに係る供給体制の推進を目的とし、事業の健全な運営を図るために必要な予算を計上している。

地域支援事業においては、自立支援の観点から高齢者にふさわしいサービスを提供することで要介護状態等になることの予防又は悪化の防止を図るとともに、元気な高齢者には介護等の担い手として社会参加できる環境を整えることで積極的な健康づくりを推進していく。

2. 予算総額 25億6,843万1千円（対前年 5,612万2千円増、2.2%増）

3. 歳入に関すること

介護保険料については、第8期介護保険事業計画値を基に設定する。

また、低所得者の保険料軽減のため、国1/2・県1/4・町1/4の公費負担により、2,290万7千円を一般会計から繰り入れることとしている。

また、保険給付費等の財源として5,265万2千円を基金から取り崩すこととしている。

4. 歳出に関すること

(1) 保険給付費

令和3年度の利用者の実績見込み及び第8期介護保険事業計画値を基に設定する。

認定者数は前年に引き続き増加見込みであり、給付費も増加傾向となっているため、介護サービス等諸費全体で対前年比6,752万4千円増（3.4%増）、介護予防サービス等諸費全体で対前年比△925万円減（△11.1%減）、高額介護サービス等費342万円増（9.0%増）としている。

(2) 地域支援事業費

①介護予防・生活支援サービス事業費（8,524万7千円）

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス・通所型サービスを継続実施する。

②一般介護予防事業費（807万3千円）

地域リハビリテーション活動支援事業の充実、住民主体で行われる介護予防サポーターの養成及び元気体操サークルの全町展開、自立支援サポート体制の充実など、効果的な事業展開を図る。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費（4,601万6千円）

地域包括支援センターに配置した介護支援専門員の人件費などを計上する。要介護高齢者の「自立支援」の観点から適正なケアマネジメントを行うことで介護予防及び重度化防止を図る。

④認知症総合支援事業費（1,432万8千円）

認知症サポート医を含む多職種協働による認知症対策の充実を図る。

財産区特別会計（長井財産区）

1. 事業の目的と編成の趣旨

長井財産区の適正な管理運営を行う。

2. 予算総額 265万5千円（対前年 92万7千円増、53.6%増）

3. 歳入に関すること

財産区有土地貸付収入として133万9千円（対前年100万円増、395%増）を見込んでいる。

4. 歳出に関すること

長井地区区長会が実施する事業に対して交付する補助金49万円（前年と同額）などを計上している。

町立地方卸売市場事業特別会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

町立地方卸売市場を運営するため特別会計を編成している。

事業が皆無であることから本来の事業収入が見込めず、一般会計からの繰入金により運営を行っている。

2. 予算総額 69万7千円（対前年 1万3千円増、1.9%増）

3. 歳入に関すること

当該施設の維持管理に要する歳出経費に対して、収入が不足するため、一般会計繰入金69万6千円、繰越金1千円を見込んでいる。

4. 歳出に関すること

当該施設の維持管理等に要する経費69万7千円を計上している。

5. その他

当該施設のせり場は、昭和56年から主に巻き網漁業に使用されてきたが、巻き網漁業者の廃業に伴い、平成21年9月以降は未使用となっている。

今後の活用方法については、平成29年7月に発足した「香美町の水産を考える会」により検討を進めている。

国民宿舎事業特別会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

本事業は、健全な宿泊休養施設を提供することによる本町の観光振興及び町民の福祉の向上が目的である。

令和 4 年度の予算編成にあたっては、利用者に対して良好なサービスの提供を行うために必要な施設の管理、指定管理者による円滑な施設運営等に重点を置く考えとしている。

2. 予算総額 1,009 万 1 千円（対前年 △1,240 万 9 千円減、△55.2%減）

3. 歳入に関すること

指定管理にあたっては、地方自治法に基づく利用料金制の導入により使用料収入は見込んでいないが、指定管理者からの納付金として 480 万円を見込んでいる。

また、施設維持管理費、本会計運営費及び町債償還金の財源として 430 万 6 千円の一般会計繰入金（対前年 △1,228 万 2 千円減、△74.0%減）を計上している。

4. 歳出に関すること

指定管理料は、令和 4 年度に指定管理者が計画している施設改修のうち、町が負担すべき費用の相当額 600 万円を計上している。改修は、正面玄関風除室の屋根改修、防火設備改修などのほか、年度内の緊急修繕に対応する予定である。

なお、指定管理料については、令和 3 年度から令和 6 年度までの債務負担行為限度額 3,064 万円を設定している。

また、過年度において観光施設整備事業債で実施した施設・設備の改修費等の町債償還元金及び利子分として、計 232 万 8 千円（対前年 △96 万 4 千円減、△29.3%減）を計上している。この町債償還は令和 4 年度をもって終了する。

公立香住病院事業企業会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

地域の中核的な医療機関として、地域住民が安心して医療及び介護を受けられる環境を整備し、医療・福祉・介護の連携を図りながら、公的医療機関の役割を果たすことを目的としている。

将来にわたり町民に信頼され、安全で安心できる質の高い医療を提供していくため、引き続き医師及び医療技術者の確保に全力で取り組むとともに、患者数及び利用者数の増加を目指し、収入増加などの対策により経営の効率化を図り、持続可能な病院経営を目指す。

2. 収益的収入及び支出

収入 14 億 732 万 6 千円（対前年 6,485 万 6 千円増、4.8%増）

支出 13 億 9,356 万 7 千円（対前年 5,227 万 1 千円増、3.9%増）

3. 収益的収支に関すること

(1) 収入に関すること

① 医業等の収益については、業務の予定量、単価等を考慮している。

区 分	業務の予定量	業務の単価	利用率
病院事業収益	入院) 14,600 人	入院)	入院) 83%
	うち一般病床 10,620 人	一般病床 26,000 円	
	うちケア病床 3,980 人	ケア病床 34,000 円	
	外来) 55,000 人	外来)	
	うち一般 49,480 人	一般外来 6,500 円	
	うち透析 5,520 人	人工透析 28,000 円	
介護老人保健施設収益	入所) 16,300 人	入所) 9,930 円	入所) 93%
	通所) 1,700 人	通所) 10,100 円	通所) 70%
訪問看護ステーション収益	3,200 人	7,400 円	
居宅介護支援事業収益	630 人	10,040 円	

② 一般会計からの繰入金は、運営経費に対するものとして 2 億 1,136 万 3 千円を計上している。

(2) 支出に関すること

① 診療体制は、常勤医師 6 人（総合診療科 3 人、胃腸科 1 人、耳鼻咽喉科 1 人、泌尿器科 1 人）及び嘱託医師 2 人（総合診療科 1 人、整形外科 1 人）計 8 人（対前年 2 人増）の医師で診療を予定している。また、総合診療科に 2 人、小児科に 2 人、耳鼻咽喉科に 1 人（週 1 回）、婦人科に 1 人（月 1 回）、精神科に 1 人（月 2 回）の支援医師により外来診療機能の維持確保を図る予定と

している。

②地域医療研修医師の受入れに係る経費を計上している。

4. 資本的収入及び支出

収入 4億7,256万1千円（対前年 3億4,843万9千円増、280.7%増）

支出 5億1,317万8千円（対前年 3億4,249万3千円増、200.7%増）

5. 資本的収支に関すること

(1) 収入に関すること

①企業債は、建設事業費に4億3,400万円、医療機械購入費に1,090万円の計4億4,490万円を見込んでいる。

②一般会計出資金は、企業債元金償還金に2,166万1千円、建設改良費に600万円の計2,766万1千円を見込んでいる。

(2) 支出に関すること

①令和4年度の建設改良費は、令和3年度から令和5年度にかけての3か年計画で進めている東館の新築工事及び旧館解体の設計業務のほか、エレベーター防火スクリーン取付工事など建設事業費に4億2,385万8千円、内視鏡システム（ビデオスコープ）など医療機械購入費に2,756万2千円、病棟ベッド、車いすなど器具備品購入費に560万円、の計4億5,702万円を見込んでいる。

②企業債元金償還金として4,147万8千円を見込んでいる。

③医師修学資金貸与1件180万円、医療技術者修学資金貸与4件288万円、医師修学資金一時金貸付1件1,000万円を見込んでいる。

水道事業企業会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

水道施設の計画的・効果的な整備と適切な維持管理を行い、清浄にして豊富低廉な水の供給を図るため、次の方針に基づく予算編成を行った。

- (1) 水道事業の経営改善のため水道料金の改定を実施する。
- (2) 水道施設の適切な維持管理を行うため、必要最小限の経費を計上する。
- (3) 安全安心な水の安定供給を推進するため、水質対策、老朽施設の更新整備を実施する。

2. 収益的収入及び支出

収入 4億9,413万4千円（対前年 △1,047万3千円減、△2.1%減）

支出 6億2,783万3千円（対前年 △1,373万7千円減、△2.1%減）

3. 収益的収支に関すること

(1) 収入に関すること

- ① 水道使用料は、料金改定（令和4年6月請求分以降）を実施することとしており、3億5,217万2千円（対前年3,021万2千円増、9.4%増）の収入を見込んでいる。
- ② 収益的収支における一般会計繰入金は、一般会計補助金として1,084万8千円（対前年△3,273万5千円減、△75.1%減）を計上している。令和3年度は、水道料金改定の延期に伴う影響額を充足するために3,200万円を計上していたため、減額となっているものである。
- ③ 長期前受金戻入として1億558万7千円（対前年△771万4千円減、△6.8%減）の減価償却相当収益化分を計上している。

(2) 支出に関すること

- ① 水道施設維持管理等に係る経費2億3,781万1千円（対前年283万2千円増、1.2%増）、企業債利子等償還に係る経費3,534万5千円（対前年△383万9千円減、△9.8%減）を計上している。
- ② 減価償却費として3億4,540万4千円（対前年△1,008万9千円減、△2.8%減）を計上している。

4. 資本的収入及び支出

収入 2億2,586万9千円（対前年 △6,485万円減、△22.3%減）

支出 3億7,892万7千円（対前年 △7,084万1千円減、△15.8%減）

5. 資本的収支に関すること

(1) 収入に関すること

- ① 企業債は、建設改良分として1億4,650万円(水道事業債1億280万円、辺地対策事業債1,850万円、過疎対策事業債2,520万円)を計上している。
- ② 資本的収支における一般会計繰入金は、一般会計出資金として5,896万8千円を計上している。
- ③ 県補助金は、畑配水池更新に係る生活基盤施設耐震化等補助金1,540万円を計上している。

(2) 支出に関すること

- ① 原水及び浄水設備費(4,300万円)
 - ア) 老朽施設対策として、緩速攪拌機更新、薬剤注入設備更新、送水ポンプ等更新及び水位計更新に必要となる工事請負費を計上している。
 - イ) 大笹浄水場において、緩速攪拌機が老朽化しており、浄水能力向上及び更新に係る設計業務委託料を計上している。
- ② 配水設備費(1億3,063万2千円)
 - ア) 施設の耐震化対策として、令和3年度に着手した畑配水池の更新に係る工事請負費を計上している。
 - イ) 県道香住村岡線矢田橋の架替工事に伴い、配水管等を当該橋梁に添架するために必要となる工事請負費並びに橋梁添架負担金を計上している。
 - ウ) 老朽施設対策のうち、配水流量計更新、送水ポンプ更新及び水位計等の更新に必要となる工事請負費を計上している。
- ③ 営業設備費(262万2千円)
 - ア) 公用車が老朽化していることから、公用車1台の更新に必要となる自動車購入費を計上している。
 - イ) 量水器及び工具、器具購入に要する経費を計上している。
- ④ 企業債償還金(2億267万3千円)
企業債元金償還に要する経費を計上している。

下水道事業企業会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

下水道施設の適切な維持管理を行い、快適な生活環境の保全と公共用水域の水質保全を図るため、次の方針に基づく予算編成を行った。

- (1) 下水道施設の適切な維持管理を行うため、必要最小限の経費を計上する。
- (2) 効率的な施設管理を推進するため、長井南処理区と長井北処理区を統合し、香住処理区に接続するため、令和3年度の長井北処理区の接続工事完了に引き続き、長井南処理区の接続に必要となる工事を実施する。

2. 収益的収入及び支出

収入 16億3,366万6千円（対前年 △3,785万5千円減、△2.3%減）

支出 12億8,796万2千円（対前年 △6,109万円減、△4.5%減）

3. 収益的収支に関すること

(1) 収入に関すること

- ① 下水道使用料は、3億5,402万6千円（対前年△92万2千円、△0.3%減）の収入を見込んでいる。
- ② 他会計負担金は、一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）を香住浄化センターで受入・処理するための経費の負担分として、一般会計負担金955万9千円を計上している。
- ③ 収益的収支における一般会計繰入金は、一般会計補助金として8億7,486万5千円（対前年△2,323万8千円、△2.6%減）を計上している。このうち2億1,830万円については、当年度の資本費平準化債発行により発生する利息の軽減を目的として、資本費平準化債の発行を発行可能額の2分の1に抑制することで不足する資金を充足するために計上するものである。
- ④ 長期前受金戻入として3億9,056万5千円（対前年△1,681万7千円、△4.1%減）の減価償却相当収益化分を計上している。

(2) 支出に関すること

- ① 下水道施設維持管理等に係る経費3億4,890万4千円、企業債利子償還に係る経費1億6,277万円を計上している。
- ② 減価償却費として7億1,473万円（対前年△6,106万6千円、△7.9%減）を計上している。

4. 資本的収入及び支出

収入 7億5,932万7千円（対前年 2億4,734万1千円増、48.3%増）

支出 14億8,925万3千円（対前年 2億6,179万7千円増、21.3%増）

5. 資本的収支に関すること

(1) 収入に関すること

- ① 企業債は、元金償還に係るものとして2億4,040万円（資本費平準化債2億1,850万円、特別措置分2,190万円）、建設改良費に係るものとして2億7,400万円（下水道事業債1億3,280万円、辺地対策事業債170万円、過疎対策事業債1億3,950万円）を計上している。
- ② 資本的収支における一般会計繰入金は、一般会計出資金として1億7,592万6千円を計上している。
- ③ 国庫補助金は、特定環境保全公共下水道事業として実施する下水道施設（污水管渠、マンホールポンプ場等）整備工事に係る社会資本整備総合交付金6,700万円を計上している。

(2) 支出に関すること

① 管渠整備費（3億4,811万7千円）

ア) 統合整備事業

【特定環境保全公共下水道事業】

長井南処理区（農業集落排水事業）及び長井北処理区（コミュニティプラント事業）は、長井処理区（特定環境保全公共下水道事業）として香住処理区（公共下水道事業）に接続するため、長井北処理区の接続完了に引き続き、当年度は長井南処理区の接続に必要となる下水道施設（污水管渠、マンホールポンプ場等）整備工事を実施する。

イ) マンホールポンプ場水中ポンプ等機械設備更新事業

【特定環境保全公共下水道事業】5か所（佐津処理区2、柴山処理区1、小代北処理区2）

【農業集落排水事業】2か所（小代南処理区2）

【コミュニティプラント事業】1か所（安木処理区1）

ウ) マンホールポンプ場無線監視システムデジタル化事業

【特定環境保全公共下水道事業】、【農業集落排水事業】、【漁業集落排水事業】、【コミュニティプラント事業】

エ) 下水道管路台帳システム構築事業

【公共下水道事業】、【特定環境保全公共下水道事業】、【農業集落排水事業】、【漁業集落排水事業】、【小規模集合排水処理事業】、【コミュニティプラント事業】

オ) 下水道施設移設事業

【公共下水道事業】3か所（香住処理区）

【特定環境保全公共下水道事業】1か所（兎塚処理区）

カ) 自動車購入事業

【特定環境保全公共下水道事業】

② 処理場整備費（2,590万円）

ア) 各浄化センターにおける機械設備で、経年劣化による運転能力低下等で適正な維持管理に支障をきたしているものについて、当年度、更新工事を実施する。

【公共下水道事業】

香住浄化センター

【特定環境保全公共下水道事業】

佐津浄化センター、柴山浄化センター、兎塚浄化センター、
大笹浄化センター、射添浄化センター、小代北浄化センター

【農業集落排水事業】

奥佐津浄化センター、小代南浄化センター

【コミュニティプラント事業】

相谷浄化センター、余部浄化センター、御崎浄化センター

③ 企業債償還金（11億1,523万6千円）

ア) 企業債元金償還に要する経費を計上している。